

## 鏡石町公告第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び鏡石町財務規則（昭和58年鏡石町規則第3号以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年4月16日

鏡石町長 木賊正男

### 記

#### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第2号
- (2) 工事名 第5次拡張事業 桜岡浄水場改修工事
- (3) 工事場所 福島県岩瀬郡鏡石町 桜岡 地内
- (4) 工期 令和8年6月10日（水）から令和10年3月10日（金）
- (5) 許可業種 水道施設工事
- (6) 発注種別 上・下水道工事
- (7) 工事概要 浄水場の配水ポンプ及び関連設備更新工事
  - ①土木・配管工事 一式
  - ②機械設備工事 一式
  - ③電気設備工事 一式
  - ④建築工事 一式
  - ⑤水源調査 一式

#### 2 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和8年6月2日（火）午前10時00分
- (2) 入札場所 鏡石町役場 第一会議室

#### 3 入札参加及び設計図書等の閲覧（貸出）に必要な資格

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年1月制定。以下「指名等に関する要綱」という。）第5条第1項に規定する工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名等に関する要綱第11条の規程に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 福島県及び宮城県内に本店又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

- (5) 公告日において最新の建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果における水道施設工事の総合評定点が900点以上であること。
- (6) 建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 対象工事に建設業法第26条の規定による専任の監理技術者、主任技術者等を適正に配置することができること。
- (8) 過去の一定期間（10年間）において、本施設と同規模以上の施設における同種の工事について、公共団体等の発注する工事を受注し、遅延なく施工した実績があること。  
この場合において、施工実績は、元請によるものとする。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きに又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (10) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の滞納がないこと。

#### 4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、令和8年5月18日（月）の午後5時までに、次の書類を鏡石町役場上下水道課に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加資格者確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種工事の施工実績調書（様式第2号）
- (3) 配置予定技術者調書（様式第3号）
- (4) 入札保証金免除申請（様式第9号）（入札保証金の免除を受けようとする者のみ）
- (5) 特定建設業の許可通知書の写し
- (6) 建設業の許可の写し（建設業法第3条第1項）
- (7) 経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (8) 鏡石町に提出した建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式 表紙のみ）の写し

#### 5 入札参加資格者確認申請書の配布

- (1) 配布期間 令和8年4月16日（木）から令和8年5月18日（月）  
（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）  
なお、町ホームページ上に様式を掲載しますのでダウンロードも可能。
- (3) 配布場所 鏡石町役場上下水道課（鏡石町緑町264番地 鏡石浄水場内）  
TEL:0248-62-2348（郵送等の取扱いは行わない。）

#### 6 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認結果については、令和8年5月25日（月）までに制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。

#### 7 入札参加資格を有しない者に対する理由の説明

- (1) 6の通知で入札参加資格を有しないとされた者は、令和8年5月27日（水）までに

上下水道課に説明を求める書面を持参することにより、その理由の説明を求めることができる。

- (2) 説明を求められたときは、令和8年5月29日（金）午後5時までに書面により回答する。

## 8 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書を入札参加希望者の閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 鏡石町役場 鏡石町上下水道課 事業グループ  
(2) 閲覧期間 令和8年4月16日（木）から令和8年5月18日（月）  
（※土曜、日曜、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時00分まで）

## 9 設計図書等の複写

入札参加希望者は、対象工事に係る設計図書等を閲覧できるほか、対象工事の見積に供する場合に限り閲覧期間中、設計図書等を複写（電子媒体DVD-R持参者に限り複写可能）することができる。

## 10 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問（様式第6号）することができる。

- (1) 提出場所 鏡石町役場 上下水道課 事業グループ  
(2) 提出期限 令和8年5月11日（月）正午まで  
(3) 回答書 令和8年5月18日（月）までに質問者に設計図書に関する回答書（様式第7号）により回答するとともに、閲覧場所に写を掲示する。

## 11 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日の午前9時までに鏡石町財務規則第114条の規定により見積に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。

ただし、入札保証金免除申請（様式第9号）を提出した上で、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 鏡石町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。  
(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

## 12 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者

(3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

13 工事費内訳書の提出

入札参加者は、第1回の入札に際し、積算内訳書（様式第8号）を提出すること。

14 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定し、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低の入札者であっても失格とする。

15 入札書の記載

入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。

16 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、鏡石町財務規則第99条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条第4項に規定する保証事業会社をいう」の保証に係る証書を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除とする。

(1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

17 契約事項

契約については、財務規則及び鏡石町工事請負契約約款に基づき契約締結する。

18 その他

不明な点については、下記担当に照会してください。

〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町緑町264番地

鏡石町役場上下水道課 事業グループ 担当:藤野

TEL:0248-62-2348・2119 FAX:0248-62-7157